

「役員の公募は終了しました」

職 務 内 容 書 (理事)

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

自動車安全運転センター 理事（調査研究担当）

自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修の実施、運転経歴に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付並びに交通事故に関する調査研究等を行っている法人であり、東京都所在の本部、茨城県所在の安全運転中央研修所のほか、全都道府県に51事務所を置き、合計約700人の職員を擁している。

同法人の理事（調査研究部担当）は、道路の交通に起因する障害の防止に資するための調査研究業務を担当する理事として、業務を遂行する役員である。理事（調査研究担当）は、法人の最高意思決定機関の一員として、法人の重要な運営方針の決定に参画し、その職責を果たすとともに、担当する業務の統括管理を的確に遂行できる十分な能力を有していること及び人格高潔で高い倫理観を有する者であることが求められる。

1 機関名

自動車安全運転センター

（法人の業務概要）

当法人は、自動車安全運転センター法に基づき、昭和50年に設立された民間法人であり、道路の交通に起因する障害の防止や運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とし、主に以下の業務を実施している。

- (1) 安全運転研修業務
- (2) 累積点数通知業務
- (3) 運転経歴証明業務
- (4) 交通事故証明業務
- (5) 調査研究業務

2 ポスト

常勤理事（調査研究部担当） 1ポスト1名

（任期：平成22年7月24日～平成24年7月23日（2年））

3 職務内容

- 当法人の最高意思決定機関の一員として、毎年度の予算や事業計画等重要な運営方針の決定に参画する。
- 理事長を補佐して調査研究部の所掌する業務に関する事項を掌理し、同事項に関して職員を指揮監督する。
- 調査研究部の所掌する業務は次のとおり。
 - ・ 調査研究の企画
関係機関等の動向や損害保険業界、自動車メーカー、運送事業者等関係事業者をめぐる情勢等に関する高度な情報の収集、分析により、社会のニーズを的確に捉えた新たな研究を企画するとともに、交通事故抑止のために関係機関等で実施する調査研究事業を把握し、安全運転中央研修所を活用した共同研究の提案や、事業受託のための企画を行う。
 - ・ 調査研究の実施
研究の実施に当たり、実験、調査の内容や予算措置を検討するとともに、学識経験者や関係機関、団体等との連絡調整を行い、研究内容や結果を検証するための委員会を設置する。また、実施過程で生じた問題点について解決に当たる。
 - ・ 成果の普及
研究結果を取りまとめの上、関係各所に説明を行うとともに、広く資料の販売を行うことにより、運転者等に対して研究成果の普及を図る。

4 必要な資格・経験等

- ・ 就任時に65歳未満であること。
- ・ 担当業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・ 道路交通の安全に寄与する推進機関である当法人の理事として、職責を果たす熱意と責任感を有すること。また、法人の経営について理念を持つとともに、経営能力、リーダーシップ、実行力を有すること。

- ・ 民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体の組織等における管理経験を有し、担当する組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・ 国の機関や民間企業等との円滑な渉外交渉や調整を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5 選考方法

- ① 選考委員会による一次選考（経歴等書類審査等）及び二次選考（面接審査）
- ② 評議員会による議決
- ③ 理事会の選任を経て、国家公安委員会の認可を受け理事長の指名により就任

6 勤務条件等

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：自動車安全運転センター本部（東京都千代田区二番町3）
- ・ 給与：年収約1,500万円（税込み）

7 欠格事項等（自動車安全運転センター法）

（役員の欠格条項）

第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となること
ができない。

（役員の新職禁止）

第二十二條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事
してはならない。ただし、国家公安委員会の承認を受けたときは、この限りでない。